

摂津市議会

総務常任委員会記録

平成18年9月12日

議 会 事 務 局

目 次

総務常任委員会

9月12日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件	1
開会の宣告	2
市長あいさつ	
委員会記録署名委員の指名	2
議案第56号所管分の審査	2
質疑（南野委員、三宅委員、野口委員）	
議案第64号の審査	14
質疑（野口委員）	
採決	15
閉会の宣告	15

総務常任委員会記録

1. 会議日時

平成18年9月12日(火) 午前10時 開会
午前11時3分 閉会

1. 場所

第一委員会室

1. 出席委員

委員長 山本善信	副委員長 森西 正	委員 南野直司
委員 三好義治	委員 野口 博	委員 三宅秀明

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正	助役 小野吉孝
市長公室長 寺田正一	同室参事兼人権室長兼人権推進課長 藤原堅太郎
総務部長 奥村良夫	同部次長兼納税課長 葭中 勉
財政課長 堤 守	情報政策課長 東角泰典
消防長 稲田晴彦	同本部次長兼総務課長 浜崎健児

1. 出席した議会事務局職員

事務局次長 野杵雄三	同局書記 湯原正治
------------	-----------

1. 審査案件(審査順)

議案第56号 平成18年度摂津市一般会計補正予算所管分
議案第64号 摂津市消防本部及び摂津市消防署の設置、位置及び名称並びに摂津市消防署の管轄区域に関する条例等の一部を改正する条例制定の件

(午前10時 開会)

○山本善信委員長 ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

理事者からあいさつを受けます。

市長。

○森山市長 おはようございます。

本日は何かとお忙しい中、総務常任委員会を開催していただきまして大変ありがとうございます。

本委員会では、過日の本会議で付託されました内容についてご審査を賜るわけですが、どうか慎重審査の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

私は、一たん退席をいたしますけれども、どうぞよろしく審査していただきますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

○山本善信委員長 あいさつが終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、南野委員を指名いたします。

審査の順序につきましては、先に議案第56号所管分の審査を行い、次に議案第64号の審査を行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山本善信委員長 ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

暫時休憩します。

(午前10時1分 休憩)

(午前10時2分 再開)

○山本善信委員長 再開します。

議案第56号所管分の審査を行います。

本件につきましては、補足説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

南野委員。

○南野委員 おはようございます。私の方から平成18年度摂津市一般会計補正予算書の中から5ページの債務負担行為

の補正の追加で、基幹業務オープンシステム事業として、期間平成20年度から平成25年度、限度額5億2,237万1,000円の計上についてでございますけれども。

いよいよ平成20年4月のオープンシステムの本格的な稼働に向けて債務負担行為の補正予算を計上していただいたと認識しております。このオープンシステムに移行することによって、大幅な経費の削減、またコンビニ収納や電子申請などの市民サービスの向上やまた業務の効率化といった大変大きなメリットがあるわけですが、やはりこのオープンシステムの本格的な稼働に向けた取り組みに伴って、ホームページのリニューアルが大事な課題であると認識いたしますが、この債務負担行為の補正、限度額5億2,237万1,000円の中に、ホームページのリニューアルに関する予算は含まれているのかどうか。この点、お聞かせください。

○山本善信委員長 東角課長。

○東角情報政策課長 今回、債務負担行為として追加させていただいております基幹業務オープンシステム事業でございますが、委員おっしゃるとおり、現在の予算の範囲を超えず、むしろ予算をさらに数億円程度削減するということができる、そういうコンピューターシステムを活用することで、現在使用しているホストコンピューターから切りかえて、なおかつ今回のシステムには標準装備の対応をしておりますコンビニ収納でありますとか、電子申請のシステムでありますとか、そういうものを十分活用することで、市民の方々の利便性の向上を図るなど、市民サービスの向上に役立てたいというふうに考えております。

今、委員のご質問のありましたホーム

ページについて、この電子申請との関係がございませぬので、全く関係がないわけではございませぬが、ホームページは、この債務負担行為の中に含まれますかということではございませぬが、これにつきましては、ホームページそのものが単独でインターネットを利用するものでございまして、セキュリティー並びにインターネットを使う環境が非常に今回のこの基幹業務とセキュリティーとは非常に相容れないというのですか、今回の基幹業務のオープンシステムにつきましては、今のホストコンピューターのセキュリティーと同様に庁内の中で閉じた中で、外へつながないというような形を現在しておりまして、技術の進展に伴いまして、そのセキュリティーが確保できましたら、また外へのつなげ方というのは当然考えられることなぬでございませぬが、ホームページにつきましては、所管課である秘書課の広報担当でトータル的な使い方を考えておられまして、直接この債務負担行為としては上げておらないのが現状でございませぬ。

○山本善信委員長 南野委員。

○南野委員 ありがとうございます。

現行のホストコンピューターからオープンシステムに移行するに当たっては、コンピューターシステム検討部会において、さまざまな議論検討をされて、ここまで来られたと認識いたしますが、ホームページのリニューアルが実施されて、初めてオープンシステムが私は反映されると認識いたします。

依然、市民の方からは検索しやすいホームページにしてほしいという声が多々上がっておりますので、だれもが本当に使える摂津市ホームページの実現に向けて、今後また取り組んでいただけるように、これは要望としておきます。

○山本善信委員長 ほかにございませぬか。三宅委員。

○三宅委員 おはようございませぬ。

それでは、同じく基幹業務オープンシステム事業の債務負担行為につきまして、質問させていただきます。

この件に関しましては、私が当選後初の議会におきまして、全庁的なシステムに関しての改善の要望やまた3月の総務常任委員会での電子自治体の推進への尽力の要望という、この点の前向きな進展ということで、大変個人的にうれしく思っております。

ただ、ここに至りましたならば、さきに南野委員もおっしゃいましたが、ホームページ等さまざまなさらに更新していただきたいと思える点も多々思っております。

しかし、私、この業者のプレゼンに出席させていただいておったんですけども、あのときさまざまな自社のお持ちのOSであるとか、諸般のソフト等はしっかり活用されるということでありましたが、今後新たに便利なOSなり、ソフトが開発され、またそれについて別個の例えば料金が発生するであるとか、もう一つシステムを更新しないといけぬとか、そういった点が起こるという可能性も考えられますが、そういった点につきまして、この補正の限度額内で収まっているのかというのが1点と、同じく17年12月21日に市長公室長の方からご答弁いただいております、当時摂津市人材育成基本方針策定中とのことではございませぬが、このときはこの債務負担行為と基幹業務オープンシステムの更新が検討中のことであったと思ひます。

ということは、今回これが決定されたならば、新たにこうしたITにかかわる研修体制等の確立もしていかなければ

ばならないかと思われませんが、いかがお考えでしょうか。

以上、2点お願いします。

○山本善信委員長 東角課長。

○東角情報政策課長 この債務負担行為が今後発生する新たな事業についてどこまでフォローできているかというご質問についてお答えいたします。

まず、市民サービスの向上を図るということは市民の方々の利便性を図る上で、非常に重要なことでありまして、現在の状態を少し申ししますと、ホストコンピューターでありますと、直接今のパソコンにつなぐことができない。コンピューターの言語は1974年にできたシステムでございまして、今から30年前にできたコンピューターシステムをこれまでずっと使ってきております。そのため、今のパソコンでは直接つなげられないということで、かなり電子自治体の推進には難しい面がございまして、それゆえ新しくオープンシステムを導入するわけですが、今回のオープンシステムを導入しますと、通常のパソコンで処理できる部分が非常にふえてきております。

例えば、大都市で現在、電子申請を導入しておられますが、現実にはホストコンピューターを運用しておられますので、一たん電子申請で受けたものを紙で打ち出し、その紙で打ち出したものをまたホストコンピューターに手作業で入力するという現在そういう作業が行われておまして、これをオープンシステムにしますと、市民の方々が入力したものを一たん何か電磁媒体に変えて、そのまままたオープンシステムでデータとしてチェックして確認の上、処理することができるというメリットがございまして、将来的なものを考えますと、基盤的なものにつきましては、将来このまま使える部分に

ついては、債務負担行為の中で上げさせていただいております。

例えば、コンビニ収納でありますとか、電子申請のバックシステムにつながる前段まではできておりますが、今おっしゃっております、これから想定されることとしましては、クレジット決済、あるいはインターネット上で市民が直接公共料金なりを納付するマルチペイメントというものが将来発生するかと考えておりますが、これにつきましては、費用の中にはもちろん入っておりませんが、今回のシステムそのものはこういうものに対応できるものであるというふうに考えております。

それから、平成20年4月に稼働いたすところですが、現在の状態では使えるところの部分はすべて全14課で稼働するものにつきましては、フォローしております。ただし、現在のホストコンピューターでも、フォローできていない国保の給付システムでありますとか、保育の収滞納管理システムでありますとか、それから障害者自立支援のバックシステムでありますとか、健康推進の医療システムでありますとか、そういうものは今回これに入れております。

ですので、あとは平成20年に福祉医療制度が大きく変わろうかと思いますが、その際には老健でありますとか、老人医療でありますとか、国保のシステムが統合されていくかと思われまして、そのようなときも新共同電算事業と申しますが、これにつきましては、今回の債務負担行為の中には上げさせていただいておりません。

○山本善信委員長 寺田公室長。

○寺田市長公室長 職員の研修でございまして、今回基幹業務オープンシステムの導入をすることによって、全体的にこ

のマシンの操作を使いこなすというような研修が要るかどうかということ、今私が思っているのは研修そのものは要らないだろうと思っておるんですが、ただ、それぞれの業務において、このオープンシステムをどう使うかということで、個別のそれぞれ細かな点の熟知をさせるということも必要かと思うんですが、それらにつきましては、個別にそれぞれ委託業者、あるいは情報政策課、ことによっては、人事課が呼びかけて共通するものの研修が必要ならば、今後考えていきたいというふうに考えております。

ただ、今後新たな業務、先ほどの答弁にもございました電子申請等の新たな業務の場合は、研修等が必要であれば、その都度考えていきたいというふうに考えております。

○山本善信委員長 三宅委員。

○三宅委員 ご答弁ありがとうございます。

ただいまのご答弁で一定の将来喫緊に必要なようになってくるであろうシステムの変更等には対応できるというふうに認識をいたしておりますので、その変わり行くシステムの万全の活用を要望いたします。

また、研修については、研修そのものは今のところ考えてはいないところのご答弁ではございましたが、つい先日、とあるまちの住民税のデータが派遣社員のノートパソコンからウイニーで流出したという事例も発生しております。そういった点からも、情報漏えいと考えられるリスクに対するマネジメントをしっかりとっていただきますように要望を申し上げて、質問を終わります。

○山本善信委員長 ほかにございませんか。野口委員。

○野口委員 3点お尋ねします。

1つは、今質疑応答された、この基幹

業務オープンシステム事業に関連してです。いろいろこの間の経過だとか、これを平成20年度から導入に当たって、削減効果といいますか、事務的な仕事についてもきちんとしやすくなるということで、この間1年間かけてコンピューターシステム検討部会を開いてきて、株式会社日立情報システムに随意契約で決定すると、それを前提として平成18年度、平成19年度、平成20年度稼働に向けて準備期間として進めていくということで、今回、5億円を超える債務負担行為が提案されているわけでありませぬけれども。

そこで1つ確認の意味でお尋ねしたいのは、いろいろホストコンピューターシステムからオープンシステムに切りかえると、全国で市町村合併の中で1,800ほどの自治体になってきたという中で、この全国的に費用の負担軽減策も含めてオープンシステムで対応できるように、国の法律などいろいろ変わってきたと思いますけれども、まず国の法律の関係で、このオープンシステムが1つの民間企業がそれを利用できるという流れに沿ってきたという関連について、1つはお尋ねをしておきたいと思います。

もう一つは、日立情報システムに決定するわけですが、普通であれば一般競争入札で業者を決定するということになるかと思いますが、その辺の随意契約でここに決定したという説明、これをきちんとしていただきたいと思います。

もう一つは、先ほども答弁にありましたが、オープンシステムによって、市民サービス、これまでできなかったこともやっていけるということも想定しながら、平成20年の稼働を検討していくということでありませぬけれども、コンピ

二で税金だとか、保険料等々が納められるということもあろうかと思えますけども、その辺の稼働後の市民サービスの関係で、どういうものを言ってきているのか、改めて確認の意味でお尋ねしておきます。以上、3点です。

2つ目は、14ページの総務管理費にあります看板製作委託料です。322万円が計上されている問題に関連してであります。

先日、本会議でも我が党の同僚議員が質問いたしましたけども、確認の意味で質問しておきたいと思うんです。いただいた資料で言いますと、森山市長になって2年目を迎えたんですけども、1つはテーマとして人間基礎教育を掲げられて、5つの標語でこの間取り組んできた。特に、広報せつだとか、看板の設置などが取り組まれてきておるわけでありますが、看板の設置については、128万円の予算で、これまで公共施設等で117か所設置をしている。この資料では残りの未設置数で135と書いてあるんですね。今回、この128万円の117か所、お金を使って看板を設置したんですけど、今回はこの3倍近い金額で、どういう箇所を予定しているのかというのが1つです。

それと、市制施行40周年に向けてということで、いろいろお考えだと思えますけども、この問題について、将来像ですね。行政としてはどういうことを考えているのか。この2つをまずお尋ねしておきたいと思えます。

3つ目は、小学校の統廃合による味舌東小学校の増築工事の地方債に関係する問題です。

今回、平成18年度、19年度2か年で、校舎を増築と、その中には給食場の増設工事もありますけども、その関係で

今年度校舎整備事業で2億1,310万円、給食場整備事業で4,120万が地方債として補正されました。関連して継続費で、来年を含めると、味舌東小学校の増築関係で総額約10億円近い金額が示されているわけですね。

そこでお尋ねしたいのは、財源の問題でこの説明いただいて、平成18年度の特定財源その他の分で、公共施設整備基金から7,350万7,000円ということで、活用するとおっしゃったんですけども、平成19年度の1億955万7,000円について、どういうお考えなのかというのが1つです。

もう一つは、統廃合を強行する経過の中で、統廃合によって味舌小学校から味舌東小学校に統合するときに、施設整備費でこれだけかかりますよという各説明がありました。それとの関連の問題であります。

当時2年前の資料では、味舌東小学校の増設工事にかかる費用は4億7,700万という数字でありました。国庫補助金が1億4,500万円と、市としての起債を2億4,900万円起こしたいと、一般財源として8,300万ということの数字が示されたんです。

今回約10億円であります。約倍なんですけども、その辺のいわゆる大幅に2倍以上にふえているのに、その変更理由について合理的な説明がこの間、なされていません。文教関係で教育委員会の資料出ておりますけども、いわゆる現状こういう施設ですよと、これをここをつぶしてこれだけの新しく部屋を設けますよということの説明でありますけども、途中にこういう数字が示されて、これだけのお金を使いますということで、統廃合による財源見通しを2年前に示されているわけですけども、それとの関係で、歴

史的な経過に基づく説明がされていない。そういう点では改めてこういう今回補正も組まれましたので、そういう点に立って、こういう問題についてきちんと説明をいただきたいと思います。

○山本善信委員長 東角課長。

○東角情報政策課長 まず1点目の、これまでの国の法律の改正等によりまして、どのような形でオープンシステムに切りかえができたかというご質問でございますが、委員おっしゃいましたように、この6年間で市町村合併によりまして、3,230ありました自治体が現在、1,820の自治体まで減少しております。

この間、1,400の市町村が必然的にコンピューターシステムを移行、あるいは統合、あるいは廃止というようなことを行ってこられました。その結果、本市におきましても、平成19年度末でホストコンピューターシステムが一たん使用期間が満了いたしますことから、この機会を逃しますと、また5年先までシステムの見直しができないということがまず1点ございます。

それから、このIT化の進展によりまして、2000年、あるいは2001年以降、介護保険制度がちょうど導入されたところでございますが、そのころから国の方も新しいシステムを活用するようということを推奨してきております。具体的には、平成17年3月29日の総務省からの通達がございまして、これは今回の新アクションプランの中でも記述させていただいておりますが、地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針の策定という中に、電子自治体に推進していくには、そのような新しいシステムを導入していかれるようということが述べられております。

それから、このシステムの特徴でござ

いますが、随意契約とも絡んでくる部分であります。全国標準システムと申しまして、今までと何が違うかと申しますと、NECであればNECの言語でないと動かないシステムであり、またデータでありましたが、今回はNECでも使えますし、今回の日立でも使えるというデータは全国的にそのまま使えと、一たん全国標準のデータにコンバートしますと、あとは使えるという利点がございます。

それから、2点目の随意契約、5社から1社を選ぶのは本来競争入札が原則ではないかというご質問でございますが、今回の業者選定の経緯についてご説明申し上げますと、委員おっしゃいますように、本来契約につきましては、競争入札が原則となっております。今回のように、任意の特定のものを選定して、そのものと売買、貸借、請負、その他の契約を締結するという競争入札の例外として随意契約がございます。

今回、オープンシステムの導入に当たりましては、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に規定しております、「その性質または目的が競争入札に適さない」という規定に基づき、契約をさせていただこうというものでございます。

簡単に申し述べますと、5社で、デモでありますとか、完成度でありますとか、全国の稼働状況、それから大阪府内の稼働状況、それから個別に各課が会社訪問しておりまして、それらが5社からまず2社に競争していただいて、その中で本市として使えるもの、使いやすいもの、あるいは使っていくにふさわしいものを選ばせていただきました。価格ではございませんが、内容的な競争はこの時点でさせていただいておりまして、最終2社からまた1社につきましては、摂津市コンピューターシステム検討部会、これは

助役を筆頭とします部長級で構成いたします総括部会と、それから14課長で構成します審議部会によりまして、また最終2社につきましては、サービスの範囲、価格競争というものを2社で最終的にさらに競争していただきました。

その結果、最終的には、一番安い日立情報システムズということに、幸いながら安いところに決定したものでございます。

以上で、随意契約の説明とさせていただきます。

それから、市民の方々の利便性の向上ということで、これからどういうものが考えられますかというご質問でございますが、コンビニ収納につきましてもホストコンピューターで導入しますと、納税だけで実は7,000万円かかるということがわかっておりまして、今回のオープンシステムを導入しますと、税と国保と介護というふうに段階を追って拡張することができ、年間800万でいけるということが1つございます。

それから、国が打ち出しております2009年の税の電子申告というものが、これは2009年にそういうものを市町村で導入していくというようなことを打ち出しておりますが、これにつきましても今回対応が可能であると考えております。

それから、一番の市民サービスになると思いますが、電子申請でございますが、これは電子申告等が安全性を確認した上で、さらにオープンシステムの方の電子申請につなげていきたいと考えております。

○山本善信委員長 堤課長。

○堤財政課長 それでは、私の方から小学校統廃合事業にかかる財源と建築費等の増嵩についてご説明申し上げます。

まず、1点目の継続費の調書におきまして、平成19年度に特定財源として、その他1億955万7,000円の財源手当でございますが、これにつきましてはまた近々にも中期財政見込みの中でご報告申し上げる予定にはなっておりますが、公共施設整備基金で賄う予定になっております。公共施設整備基金につきましては、現在、借入れ額が12億6,000万ございまして、この償還を前提として、この償還された中から公共施設整備基金を取り崩しまして、賄う予定となっております。

それから、2点目の建築費の増嵩でございますが、先月、味舌東小学校の増築改修工事に係ります実施設計が上がってまいりまして、その中で建築基準法によります規制などによりまして、特別教室の取り壊しが必要となったことや、給食調理場が増築ではなく建てかえが必要となったことなどによりまして、委員ご指摘のような金額となったものでございます。

○山本善信委員長 藤原参事。

○藤原市長公室参事 人間基礎教育の看板の設置についてであります。現在、4つの仕様で考えております。例で申し上げますと、現在、メモリアルホールに設置しておりますステンレス製の枠で、ステンレス製の脚部でもって基礎部分をコンクリートで埋め込むというふうに考えております。

設置場所についてであります。公民館6か所、それと市民文化ホール、保健センター、男女共同参画センター、ふれあいルーム、正雀市民ルーム、柳田ホール、ふれあいの里、安威川公民館と市民図書館のちょうど取り合い部分、それと第1児童センターであります。それぞれ玄関前に設置を考えております。

それと屋外であります、スポーツ広場、千里丘7丁目交差点、緑地帯がありますのでそちらに考えております。市場池公園、南摂津駅前ロータリー、以上18か所を考えております。それと、将来どうするかということですが、現在、人間基礎教育の体験談ということで、市民からその体験談を広く募集しております。

その中で、いろんなアイデアをちょうだいしながら、事業に生かせるものがあれば、今後の事業に生かしていきたいというふうに考えております。

○山本善信委員長 総務部長。

○奥村総務部長 それでは、味舌東小学校増築にかかわりますご質問に補足答弁させていただきます。

もちろん文教常任委員会でも議論されていることと思っておりますが、総務、財政の立場でご答弁させていただきます。

補正予算の22ページに掲げておりますように、平成18年度で3億9,901万1,000円の事業費、それから平成19年度で5億9,851万1,000円、トータル9億9,752万2,000円の事業費となっております。工事内容で大きく分けまして、新築校舎等工事、それから北校舎の改修、それから管理棟の増築、それから外構、給食場の新築工事、特別棟撤去工事、アスベストの除去工事等に区分されております。設計に当たりましては、極力工事費を抑制するように設計者とも打ち合わせをしたというふうに聞いておりました、その結果として設計金額を今回補正をさせていただいたものでございます。

当初の予想金額から今回、具体の補正金額の乖離についてということですが、確かに多額な費用となっております。財政方にとりましても痛手ではご

ざいですが、しかし第一義的に考えなければならないことは、完成後の校舎に不都合があってはならない。あるいは児童の勉学に支障を来すようなことがあってはならないというように視点で査定をさせていただきました。

私どもは最小経費で執行していきたいと考えておりますが、その後の状況変化によりまして、当初のもくろみより異なりまして、さまざまな条件が重なり合っ、て、事業費の増加になったというふうに考えております。

今後につきましては、限られた財源の中で最小経費の査定に心がけていきたいというふうに思っております。

今回、地方債の分で2億5,430万の増額補正をしております。過日、本会議でもご説明申し上げましたように、本市の実質公債費比率3か年平均ですが、26.3ということで、府下ワースト1というふうになっております。

本市の課題といたしましては、実質公債費比率の低下、起債制限比率の低下、これも考えていかなければならないというふうに考えております。

今回、補正をさせていただく2億5,430万、これ以外に一般単独事業で消防施設の整備事業債、それからバリアフリーに関する整備事業債等が当初予算から計上されております。今後、執行状況を見まして、これらが起債を未発行でも収支がある程度確保できるのであれば、これらを削減していきたいというふうに思っております。

ただ、今回義務教育施設の分の起債を上げさせていただいているものは、交付税で5割算入、償還がされますので、実質公債費比率の比率につきましては、一般単独事業を発行するよりも義務教育施設の事業債を発行する方が数字的には有

利というふうに考えております。

今後、財政状況の見通しを立てまして、一般単独事業の起債の取り下げということもあり得るかもわかりませんので、その節はよろしくお願ひしたいと思っております。

○山本善信委員長 野口委員。

○野口委員 2回目に入りますが、最初に基幹業務オープンシステムの問題です。るる説明をいただいたんですが、いろいろ1年間検討されて、その経過を含め、なぜ日立情報サービスに決定したかという、そういう理由もある程度わかるわけです。ただ、一般的には大阪府下でもそうなんですけども、10万円以上であれば、一般競争入札ということが常でありますし、そういう点で今回、この分野については、国のそうした方針に基づいて、市町村合併の数とも関連しながら、民間業者が対応できるように体制がつくられてきたという背景もあろうかと思うんですけども、基本的にはそういう業者選定は一般競争入札でありますから、次の段階ではそういう方向できちっと対応していただきたいということで申し上げておきます。

それと、国全体の動きについて教えてほしいということでお尋ねするんですけども、いただいた資料で言いますと、現在のホストコンピューターシステムでも年間関連予算が2億6,600万かかっているわけです。このIT化という流れの中で、地方自治体の予算面でもシステム改造委託料とか、いっぱい関連予算が計上されて、その関係でIT産業業界はもうかるのかなと思ひながら、そういう受けとめをしておったんですけども、そういう中で速度は速いですから、例えばIT化になって大分たつんですけども、すぐ自治体側とすれば、経費が少なくて

済むような体制が法整備されて、それに参入するという流れが当然ならばすぐつくっていただきたいと思うんですけども、5社で選定して論議をしてきたという、この民間業者がこの分野に参入する部分と、国の法律改正といいますか、それをわかりやすく説明いただければと思います。

2つ目は、人間基礎教育の看板の設置の問題です。先ほど申し上げたように、これまでは128万円の予算で117か所設置をしてきたと。その中で一番多額の予算はメモリアルホール、正面玄関で8万9,000円かかっているんですね。今回18か所で322万と大変上等なものをつくっていくのかなという気はしておりますけれども、広報せつつなどに、毎号毎号、おもてに標語を載せておりますけれども、そろそろこんなものでいいのではないかなという気が個人的にはしているわけなんですけども、そういう点で、ご答弁では市制施行40周年の体験談等々含めて、その中で出た意見も参考にして考えていきたいというお話でありますけれども、例えば看板だけ見ますと、平和都市宣言の看板だとか、それとか市の広報板とか、いわゆる市民に目につく、そういう看板から見ても、そっちの方はなかなかきちっとされていないという問題もありますので、そういう点をどうするかということも問われておりますし、私は、人間対人間の絡みで、社会のルールを守れる人づくりということでうたっておりますけれども、行政側が取り組む姿勢としては、行政側としてどういうまちを目標として進むのかというところで物事を進めるべきだというふうに私は思います。

その点、例えば今日社会的な問題になっている住民税の増税、それに関連する介

護保険料、国民健康保険の値上げということで、全国の自治体でそれに対する軽減措置が行われています。

この間、格差と貧困がどんどん広がっているということで、社会的に大きな問題になって、昼間の「ちちんぷいぷい」などの番組でも、住民税の増税問題は報道しているわけです。その中で、自治体として国が決めたことで市民がどんどん負担がふえるという問題について、実際の所得なり収入と関係してしんどいということから、それらに対して負担軽減策をつくると。

お隣の吹田市では、障害者自立支援法に基づく利用限度額について、3年間の負担軽減策をやっています。高槻では、税制改悪によって、ふえた国民健康保険料の分について、ふえた分の半分を市が免除するという制度をつくりました。

だから、行政側がこういうことを取り組もうとするならば、自治体としては**本旨**があるわけで、住民の福祉を増進するということがあります。その立場から対市民に対して、全体の奉仕者として職員が働きやすい環境をつくることから、ここに書いているような思いやりの気持ちで市民に接するとか、その前提は市民が過ごしやすい自治体をつくっていくというためにどうするかと問われていると思いますけども、そういう点で言いますと、なかなかそろそろこの問題はこれでいいのではないかなと私は思っています。

そこで、このまま進めば、今、全国的に問題になっている部落解放同盟の同和行政の問題が大きな問題になっていますけども。以前、法律でこの取り組みがなされてきて、各公共施設に部落差別をなくそうという看板がどんどん建てられました。

今、これ以上に人間基礎教育の看板が

たくさん出ているわけでありますけども、1つの問題で内心にかかわる問題で、ここまで行政側としてやることやったのかどうかということは、その都度考えていただきたいと思うんですけども。その点、どうでしょうか。

先ほど申し上げた思いやりという点では、この思いやりのある行政を進めていただきたいと。以前も何回も申し上げましたように、市役所という字は市民に役立つところでありますから、役立つ行政を進めていくと。そういう点で必要な目標とか、進め方があるかと思しますので、そういう点含めて、そういう問題について、到達点を今後どう考えているのか。助役なり公室長から、答弁いただければと思います。

学校の問題ですけど、理屈はわかるんです。僕らは何ぼかかろうとも、1回建てたら30年、40年校舎が活用されていくわけで、それはきちっと建物を建ててほしいという気持ちは当然あります。しかし、手続上、言っているわけで、これだけ倍に予算がふえて、予算がないないと言って、財政がしんどいしんどいと言って、そのための1つの理由として統廃合を進めてきた、その中でそういう説明がなされてきたという、こういう計画をなさった方々に対して、きちっと今回議会に提案しているけれども、こういう検討されてこうなりましたということは最低報告すべきだという手続問題を言っているわけで、担当が別なのかもわかりませんが。こういう問題に対する対応の仕方からしても、人間基礎教育の徹底という点では、ちょこっと考えていただきたいという気もしますけれども、その手続問題についてどうするのか。この際、答弁をいただいております。

○山本善信委員長 東角課長。

○東角情報政策課長 先ほどの国の法制の変革によって、民間参入はどのようになっていったかというご質問でございますが、まず2001年、あるいは2002年に「e-Japan重点計画」というものができまして、その後、これはインターネットを使って市民の行政サービスを向上させるというのが目的でございますが、平成14年12月には電子政府、電子自治体の推進を図るための「行政手続オンライン化関係三法」が成立しております。

また、さらにこれらの技術を使って安全に運用していくために平成17年4月には個人情報保護法が制定され、またそのような法律をもとに、今回のシステムを移行することが可能になってきたと考えております。

○山本善信委員長 寺田公室長。

○寺田市長公室長 それでは、人間基礎教育についてのご質問にご答弁申し上げます。

まず、看板の設置でございまして、ご質問の趣旨として非常にむだというのですか、もったいないのではないかという趣旨かと思っておりますが、これは過日の本会議でもご答弁を申し上げましたとおり、人間基礎教育に対して市民の方からご寄附をいただきました。合計1,000万円でございます。この経過がございまして、そのときの寄附者のお話で、公共施設にふさわしい看板にかえてはどうかというご意見がございました。そのときに、市の財政状況もありまして、あの範囲ぐらいでしかやれないというお話をしましたら、じゃあ、私が寄附をしましょうと。それで看板をやりかえたらどうかというお話がございまして、そういう趣旨からそのときにその方は500万円の寄附を

していただきました。そういう寄附者の意思を継ぎまして、我々は看板のやりかえをしてきたということでございます。

それと、もう一点、この人間基礎教育全体の行政の考え方でございますが、この人間教育教育というのは、何ら例で出されました運動団体の要求とか、そういうもので成り立っているものではございません。いわゆる今、現在の世の中の社会のルールが余りにも守られないというのですか、そういうような世情がございまして、市長が社会的規範として、この人間基礎教育ということを出されたわけでございます。

ですから、この社会的規範というのは、決して法律や条例で縛って、何か決めるというものではなしに、それぞれ人と人との間のルールということでございまして、それらについて考えていこうということで、これは一種の啓発活動でございます。

したがって、思いやり、あるいは感謝とか、あるいは節約とか、あいさつとか、いろいろと5つ上げておられますが、それぞれ思いやりの心ということになりますと、それを具体的に行動に移す場合、それぞれの人によってあらかし方が違いうだろう。感謝の気持ちもそれぞれ感謝の気持ちをあらわす方法というのは、それぞれの人々が違うであろうということは十分承知しております。

ですから、そのような奉仕とか、あるいは感謝とか、思いやりとか、そういう気持ちをあらわすのはこういう行動でしかないということを決めるというのはまさしく内心の自由を侵すものでございまして、そういうことは市が決定するものではございません。ただ、しかしやはりもう少し社会的規範について、思いやりとか、あるいは感謝とか、あるいは奉仕とか、環境、節約、あいさつとか、そ

うということについていま一度考えてみてはどうですかというまさしく啓発の運動というふうに考えております。それらについて、行政が皆様方に訴えかけるということで、看板、あるいは広報等で市の訴えを皆様方に伝えているところであります。

また、これらについて、全く摂津市が特異な事柄を主張しているわけではございません。ご承知かと思いますが、小・中学校の学習指導要領による道徳の時間については、このあいさつをすとか、あるいは感謝の気持ちを持つとか、他を思いやるとか、そのようなことは道徳で教えるということになっておりますので、それぞれ学校においてはこの人間基礎教育を市が掲げておりますから、学校においてこの学習指導要領に基づいて、そのことを教えていただくとか、あるいは職員については、人間基礎教育の思いやり、感謝、あるいは節約、奉仕、あいさつなどについてはそのことを踏まえて、行政に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○山本善信委員長 総務部長。

○奥村総務部長 それでは、味舌東小学校整備事業に伴う説明の手續というご質問があったんですが、もちろん文教常任委員会での範疇になるのかなと思っております。ただ、基本的な財政運営にかかわる分でちょっとご答弁させていただきたいと思っております。

地方自治法の第2条第14項の規定では、公共団体は最小の経費で最大の効果を得るようにしなければならない。これは基本的な考え方でございます。財政面でゆとりがあろうとなかろうとも、当然税を財源とする公共団体にとっては基本的な姿勢、これは変わりございません。今回の味舌東小学校の事業費の増加なん

ですが、先ほど説明いたしましたように、それぞれ当初のもくろみと変わってきて、いろんな環境変化もあります。それから、いろんな対応をしなければならない課題も当然出てきました。

そういうような意味で、倍近くの10億弱ぐらいの経費になったんですが、我々、財政を預かる側としてはややもすると、最小経費に重点を置きがちでございます。それから原課、それぞれハード、ソフトにかかわらず、原課の担当のところに行きますと、最大の効果、そういうふうな視点で物事を考えるかもわかりません。ただし、どちらが正しいということではなしに、やはり最小の経費で最大の効果を生む。これはもちろんバランスのとれた財政運営をしていかなければならないというふうに思っております。

今回、そういう10億円の経費ですが、先ほど言いましたように、それぞれ教育委員会の方も経費節減にかなり努力をした結果の10億円でございますので、決して華美な、あるいは非常にゆとりを持った、そういう経費ではないということだけはご理解お願いしたいと思います。

いずれにしても、この最小の経費で最大の効果を得るように、今後査定に当たりましては、そういう姿勢は持ち続けて査定をしていきたいと思っております。

○山本善信委員長 野口委員。議論が広がらないようにお願いします。

○野口委員 一応、学校関係の問題については、先ほど申し上げたように、30年、40年のものでありますから、やるならばちゃんとして、いろんな方々のご意見をもとに、きちっとつくってほしいという気持ちでありますけども、経過を踏まえた場合、そういうことも大事だと思っております。そういう角度から申し

上げておるので、助役もおいでですから、そういうことについては対応を検討していただきたいということでお願いしておきます。

人間基礎教育の問題については、そろそろいいのではないかなという気持ちがありまして、こういう質問をさせていただいているわけでありまして、いわゆる内心の問題にかかわりますから、行政側は特にこうこうということではできない範疇でありますから、その辺は考えは一緒なんです。ただ、市民の方々に考えていただきたいという趣旨かもわからないけども、どこに行ってもあるわけです。ぽっと見たらあるんです。何でもここまでするのかというのが率直な僕の気持ちでありますし、過去のそういう部落差別をなくそうということと関連して考えた場合には、やっぱり物事をきちっと整理をして対応すべきではないかなということで、申し上げておりますし、それよりも先ほど申した看板の問題についても、広報板だとか、他の看板等と含めて、全体的に行政としてどうあるべきかという立場から、この標語だとか、提示の仕方とか含めて考えていただきたいということは申し上げておきます。

○山本善信委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本善信委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時55分 休憩)

(午前10時56分 再開)

○山本善信委員長 再開します。

議案第64号の審査を行います。

本件につきましては補足説明を省略し、質疑に入ります。

野口委員。

○野口委員 今回の議案の提案について

は、国の消防組織法の改正に伴うということであります。

1つ確認したいのは、本市の条例との関係で国の法律改正の趣旨は市町村合併を促進させるという分野から、そういう意図のもとに改正されています。中身としては、1つの消防本部の管轄人口を10万人という規模を30万にしていくということで、多分今後は都道府県を中心にして具体的な方向が出てくるだろうと思いますけれども、そういう国が意図した、そういう方向での条文が本市の関連条例の中ではないということでもありますけれども、その確認と今回6月の通常国会で通ったんですけれども、府下の広域行政だとか、広域的な対応だとか、国の方針に基づく動き、それがもしわかっておれば紹介していただきたいと思います。

○山本善信委員長 浜崎次長。

○浜崎消防本部次長 委員おっしゃるように、本年6月で消防組織法が一部改正されました。その中でこの改正につきましては、全条文にわたりまして見出し番号及び項番号が付され、枝番号の整理などが行われました。そして、お尋ねの新しい章として、市町村の消防の広域化が追加されました。国におきましては、これを受けまして、平成18年7月です。市町村の消防の広域化に関する基本方針が定められました。この基本方針を受けまして、平成18年度後半から19年度にかけて都道府県により広域化が必要と認めた場合、消防広域化推進計画の作成、その後、市町村は広域消防運営計画を作成し、約5年ほどで実現するスケジュールを提示しております。

現在、大阪府による今後の消防の体制のあり方検討会がこの8月末に立ち上げられました。そして消防及び関係機関による検討がなされておまして、大阪府

は少なくとも平成19年度中に消防広域化推進計画を定めると聞いております。

以上が、消防の立場でわかっている情報でございます。

○山本善信委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本善信委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時 休憩)

(午前11時2分 再開)

○山本善信委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本善信委員長 討論なしと認め、採決いたします。

議案第56号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本善信委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第64号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本善信委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会を閉会いたします。

(午前11時3分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

総務常任委員長 山本善信

総務常任委員 南野直司